

各小中学校PTA会長様  
各小中学校PTA担当者様

新潟県小中学校PTA連合会・新潟市小中学校PTA連合会推薦  
「小中学生総合補償制度」

## 入学説明会での「お声かけ」のお願い

お声かけいただきたい内容について

- ①新潟県小中学校PTA連合会・新潟市小中学校PTA連合会の児童・生徒の方だけが加入できるPTA独自の団体制度です。毎年1万人以上の児童・生徒の皆さんに加入いただいております。
- ②個人賠償責任は、新潟県自転車条例の自転車損害賠償保険への加入義務化にも対応しています。また学校から貸与されるタブレット端末を壊した等の賠償事故も時価額を限度に補償対象となります。
- ③いじめやSNSの誹謗中傷からお子様をお守りします。
- ④団体割引等が適用になり、個人で契約するより約51%割安です。1年間の掛金3,000円(月換算で250円)から加入できます。お子様のいざという時の備えとしてぜひご加入を検討してください。

※プランによって補償内容が異なりますので、詳細はパンフレットにてご確認ください。

「小・中学生総合補償制度」令和7年度募集についての説明

(PTA役員用 … 新小学1年生 入学説明会で あいさつの後)

2022年の4月1日から「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」いわゆる「自転車条例」が施行され、自転車の利用者には、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務づけられました。

そこで、今日は、皆さんに「小・中学生総合補償制度」について、説明します。

まずは、制度の特長です。

**オレンジ色**の封筒の中に入っている**パンフレット**をご覧ください。

**特長 ①**

**最大 51%の割引**です。この制度は、新潟県P連・新潟市P連所属の会員のお子様のみが加入できる制度です。1万人以上が加入しているので、団体割引などにより、安くなっています。掛金は年1回払い、1年間分で3,000円（月換算で250円）のプランから加入できます。

**特長 ②**

示談代行サービス（国内）付きの個人賠償責任補償です。自転車で事故を起こしてしまったり、他人の物を壊してしまったりなど、子どもたちが加害者になってしまうような賠償事故に備えるものです。

県の自転車条例にももちろん対応しています。

また、学校から貸与されるタブレット端末を壊したなどの賠償事故にも時価額を限度に対応しています。

### 特長 ③

子どもたちが、いじめや SNS での誹謗中傷にあった際の補償です。弁護士への相談費用や心理カウンセラーへのカウンセリング費用、また新しい環境での早期学校生活のための転校を選択された場合にかかる費用が補償されます。本補償は C プランでは補償対象外となりますのでご注意ください。

### 特長 ④

子どもたちが、ケガをしてしまった場合の補償です。24時間補償なので、平日でも休みの日でも、ケガをした場合、また熱中症や細菌性食中毒も補償されます。また P5・M5 プランには、医療補償もついていて、病気で入院や手術をした場合も、補償されます。

この制度は、4月1日から始まる制度です。ただし、**4月1日から補償されるためには、1次締切の3月31日までの加入が必要です。**（書面でのお申込みの場合、3月24日が締切となります。）新1年生は、環境が変わり、慣れない小学校での生活や通学など、ケガをする可能性も高まります。

（帰宅後や休日に自転車に乗ることもあると思いますし、中学生は、自転車通学や、部活動の練習・遠征などもあります。ケガをする可能性も高まります。また、ご家族が賠償責任を問われることもあると思います。）

4月中の補償のために、ぜひ、**3月31日まで（書面でのお申込みの場合：3月24日）**に手続きされることをおすすめします。もちろん、この制度は**任意加入**の制度ですから、加入するかしないかを決めるのは保護者の皆さんです。この割引のきいた良い制度を、一人でも多くの保護者の皆さんに知っていただければと思い、ご紹介いたしました。